

中山間地域等直接支払推進事業について

中山間地域とは

中山間地域とは、平野の外縁部から山間地を指します。山地の多い日本では、中山間地域が国土面積の69%を占めています。

また、耕地面積の42%、総農家数の43%、農業産出額の38%、農業集落数の50%を占めるなど、わが国農業の中で重要な位置を占めています。

厚真町は、全域が中間農業地域として指定されています。

中山間地域の多面的機能

中山間地域は流域の上流部に位置することから、中山間地域の農業・農村が持つ水源かん養、洪水の防止、土壌の浸食や崩壊の防止などの多面的機能によって、下流域の都市住民を含む多くの国民の財産、豊かな暮らしを守っています。

1. 制度の目的

- 中山間地域は農業生産、自然環境保全、保健休養、景観等、様々な面において重要な地域ですが、耕作不利な条件から農業生産性が低く、農業所得・農外所得ともに低い状態であり、高齢化の進行に加えて、担い手の不足、生活環境整備の遅れなどにより、全国的に耕作放棄地の増加が深刻化しています。
- 中山間地域等直接支払制度は、農業生産条件が不利な状況にある中山間地域等における農業生産の維持を図りながら、多面的機能を確保するために平成12年度にわが国農政史上初の制度として創設されました。
- 本町では平成13年度から取組みを開始し、前対策は平成16年度に終了しました。現在は新対策（平成17年度～平成21年度）を実施中です。
- 新対策では、前対策で取り組んできた活動をステップアップして、将来も継続して農地を維持管理していくための活動が求められています。

2. 制度の仕組み

対象地域

特定農山村法、山村振興法、過疎法、半島振興法、離島振興法、沖縄振興開発特別措置法、奄美群島振興開発特別措置法、小笠原諸島振興開発特別措置法の対象地域。及び、都道府県知事によって指定された地域。

厚真町は特定農山村法に基づく中間農業地域として、対象になっています。

対象農用地

対象地域における農振農用地区域内で、以下の基準に該当する1ha以上の一団の農用地

	水田	畑・草地
急傾斜地	傾斜1/20以上	傾斜15度以上
緩傾斜地	傾斜1/100以上	傾斜8度以上

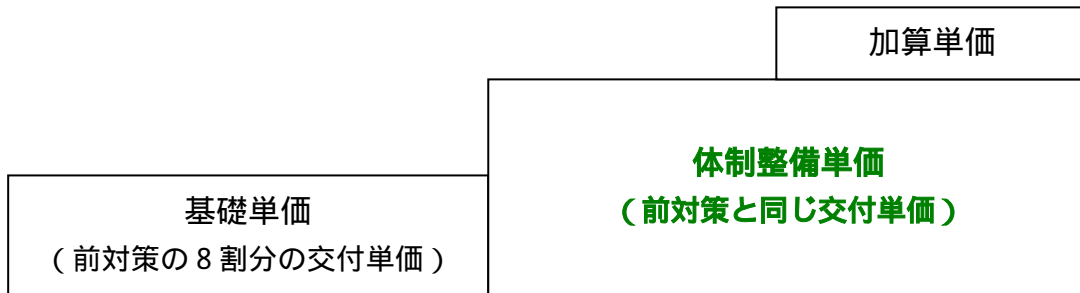
対象行為と対象者

集落協定に基づき、5年間以上継続して行われる農業生産活動等と活動を行う農業者等。

集落協定

対象となる農用地を管理する複数の農業者等が、農用地の管理方法などの具体的な活動内容を定めたものです。また、活動内容により交付単価が異なります。

～ 交付金は3段階の単価設定になっています～



【1段目】

・前対策の活動を継続（集落の将来像を明確化し、5年間の適正な農業生産活動等を実施）する場合は「基礎単価」で前対策の8割の交付単価となります。

【2段目】

・前対策の活動に加えて、将来に向けた農業生産活動等の体制整備（生産性・収益の向上、営農組織の育成など）を行う場合は「体制整備単価」として前対策と同額の交付単価となります。

【3段目】

・体制整備単価の活動に加えて、より積極的な取組（担い手へ利用権設定、新たな法人の設立など）を行う場合は「加算単価」が交付されます。

厚真町の集落協定（以下「厚真集落」）では、将来に向けた自律的かつ継続的な農業生産活動等の体制整備を達成するため「体制整備単価」の活動に取り組んでいます。

交付単価（厚真集落で該当する単価）

（単位：円 / 10a）

地目	区分	基礎単価	体制整備単価
田	急傾斜	16,800円	21,000円
	緩傾斜	6,400円	8,000円
畑	急傾斜	9,200円	11,500円
	緩傾斜	2,800円	3,500円
草地	急傾斜	8,400円	10,500円
	緩傾斜	2,400円	3,000円

集落協定に定める活動内容（厚真集落で取り組んでいる活動）

（１）必須要件（基礎単価の活動）

農業生産活動等	1．集落マスタープランの作成（注１） 2．耕作放棄防止などの活動 3．水路・農道等の管理活動
多面的機能を増進する活動 （１つ以上を選択して実施）	1．国土保全機能を高める取組 2．保健休養機能を高める取組 3．自然生態系の保全に資する取組

（注１）集落マスタープラン

10～15年後の集落の将来像を明確化し、その将来像の実現に向けて5年間で集落の取り組む活動内容やスケジュールを協定参加者の総意の下に位置づけるものです。

（２）選択要件（体制整備単価の活動）

必須要件	農用地等保全マップの作成（注２）		
	農用地等保全マップ活動の実践（注３）		
選択的必須要件（AまたはBを選択）	A（ア・イ・ウのうちから2つ以上を選択）	ア．生産性・収益向上（1つ以上選択）	1．機械・農作業の共同化 2．高付加価値型農業の実践 3．地場産農産物等の加工・販売
		イ 担い手育成（1つ以上選択）	1．新規就農者の確保
			2．認定農業者の育成
	ウ．多面的機能の発揮（1つ以上選択）	3．担い手への農地集積	
		4．担い手への農作業の委託	
		1．保健休養機能を活かした都市住民等との交流	
B（どちらかを選択）	ウ．多面的機能の発揮（1つ以上選択）	2．自然生態系の保全に関する学校教育等との連携	
		3．多面的機能の持続的発揮に向けた非農家・他集落との連携	
B（どちらかを選択）	ウ．多面的機能の発揮（1つ以上選択）	1．集落を基礎とした営農組織の育成	
		2．担い手集積化	

（注２）農用地等保全マップ（厚真集落協定に記載している活動）

農用地等保全マップとは、以下のうち一つ以上の事項を記載した図面のことを指します。

- 1．農地法面、水路、農道等の補修・改良が必要となる範囲、または位置
- 2．鳥獣害防止対策が必要となる位置
- 3．既耕作放棄地の復旧、または林地化を実施する範囲
- 4．農作業の共同化、または受委託等が必要となる範囲
- 5．その他将来にわたって適正に協定農用地を保全していくために必要となる事項に関する範囲

(注3) 農用地等保全マップ活動の実践(厚真集落で取り組んでいる活動)

以下のいずれかの活動の実施することが必要です。

1. 農地法面、水路、農道等の補修・改良
2. 鳥獣害防止対策
3. 既耕作放棄地の復旧または林地化